

五ヶ瀬町農業委員の募集について

農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の選出方法において、選挙制度が廃止となり、議会の同意を要件とする町長任命制に変更されます。

このため、下記のとおり農業委員を募集します。

(1) 募集人員 10人

(2) 業務

- ・農地法等によりその権限に属する事項
- ・農地利用の最適化推進に関する指針の作成・変更
- ・農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定
- ・農地転用許可にあたって、具申すべき意見の決定
- ・農地利用最適化の推進に関する施策について、提出する意見の決定
- ・その他

(3) 任期

平成29年7月20日から平成32年7月19日まで（3年間）

(4) 委員報酬

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に定めた額

(5) 応募資格

- ・五ヶ瀬町が設置する他の附属機関委員でない者。
- ・五ヶ瀬町の職員でない者

(6) 応募方法

「農業委員推薦書（個人用）」「農業委員推薦書（法人又は団体用）」「農業委員応募用紙」のいずれかを提出してください。

応募用紙は五ヶ瀬町役場農林課に置いてあります。また、五ヶ瀬町ホームページ上でもダウンロードできます。

(7) 受付期間

平成29年1月11日（水）から平成29年2月10日（金）

五ヶ瀬町農林課（五ヶ瀬町農業委員会）に直接または郵送で提出すること。（当日必着）

(8) 選任方法

五ヶ瀬町農業委員候補者選定委員会が、提出された書類をもとに推薦を受ける者及び応募者の審査を行い、町長に選定の結果を報告します。(必要に応じて面接等を行うことがあります。)

その後、町長は五ヶ瀬町議会の同意を得たうえで、農業委員を任命します。なお、選定結果はすべての推薦者及び応募者に通知します。

(9) 情報の公表

募集期間の中間及び終了後に五ヶ瀬町ホームページに以下の内容を公表します。

- ・ 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業
- ・ 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、代表者又は管理人の氏名、目的、構成員の数及び構成員資格
- ・ 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ・ 推薦又は応募の理由
- ・ 推薦をする者が、推薦を受ける者を五ヶ瀬町農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が、五ヶ瀬町農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別。
- ・ その他

(10) 問い合わせ先

〒882-1295 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670 番地

五ヶ瀬町役場 農林課

電話：0982-82-1705 FAX：0982-82-1722